

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 4 月 4 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730094

研究課題名(和文)「利益・権利」実現のための情報取得～民事の実体法ルールと手続法ルールのあり方～

研究課題名(英文)On necessity to access information for exercise of rights

研究代表者

岩藤 美智子 (IWADO, MICHIKO)

岡山大学・法務研究科・教授

研究者番号：70324564

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：我が国の信託法においては、委託者の相続人に対する受託者の情報開示義務は、限定的にしか認められておらず、信託法に明文の規定が置かれていない場合について、委託者の相続人に対する受託者の情報開示義務を認めることは、直ちには困難である。委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求権を実効性のあるものとするためには、このことをふまえた議論が行われるべきである。

研究成果の概要(英文)：It is necessary for the settlor's heir to access information on the trust in order to exercise her rights and to protect her interests. The Japanese Trust Act imposes the trustee a few duties to provide information to the settlor's heir. For framing proper elective share rules we must take into account the fact that it is difficult for the settlor's heir to access information on the trust.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：情報開示義務 情報開示請求権

## 1. 研究開始当初の背景

情報不保有が原因となって、利益ないし権利を実現することが極めて困難ないし不可能であることは、広く認められる問題であると考えられる。

このような問題に対して民法は、受任者の報告義務(645条)をはじめとする幾つかの個別規定を置いて対処しようとしている(債権法改正に向けた議論においても、このような状況を大きく改める提案はなされていない)。

また、近時、最高裁は、契約上の地位の相続による承継という法的構成によって、預金者の共同相続人の一人による金融機関に対する取引経過開示請求権の行使を認める判断を示したところである(最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁)。

しかしながら、先に述べた問題は、民法が個別規定を置く場合には限られない広がりを持つものであり、また、最高裁平成21年判決の規律を前提としてもなお、相続人ではない受贈者・受遺者や、相続人であっても被相続人の地位を承継しない場合(遺言信託について、信託法147条を参照)など、解決できない場面が残されている。

従って、先に述べた問題に対して、より一般的に対応することができるルールの内容を明らかにする必要性があるといえることができる。

## 2. 研究の目的

本研究は、自らの利益ないし権利について主張(場合によっては、立証)することによって、それを実現するために必要な情報を保有していない者(例えば、医療過誤の被害者(と主張する者))と、その相手方(例えば、医療過誤の加害者(とされる者))及び第三者(裁判所など)との間で、情報取得の権限とその負担とを適切に分配する民事の実体

法ルールと手続法ルールの(両者の関係を含む)あり方を明らかにすることを目的とするものである。

## 3. 研究の方法

まず、「利益・権利」実現を妨げる情報偏在が問題となる具体的局面を探り、問題構造を明らかにした上で、そのような問題に対処するためのドイツ法・アメリカ法上の制度ないし議論の状況を調査・検討した。

その上で、わが国の状況との摺り合わせを行い、わが国において、望ましいルールのあるあり方を探るとともに、可能かつ妥当な法的構成を明らかにした。

## 4. 研究成果

我が国において、委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求権を実効性のあるものとするためには、以下の議論の方向性が考えられることを明らかにした。

第一に、委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求について、受託者説を採用することを検討することである。受託者説によると受益者説による場合と比較して、受益者や受益権の価値についての情報を委託者の相続人が必要とする場面が限定されるからである。

第二に、委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求に際して、委託者の相続人が受益権の価値について主張ないし立証することが、とりわけ困難であることに対処するために、受益権の価値の総額、信託財産の価値相当であると推定することを検討することである。これは、委託者の相続人による情報取得の困難さに配慮しつつ、受益権の実際の価値が、推定された価値を下回る旨の反対証明をするために、受託者ないし受益者に

よる情報開示を促すことができる規律であるという利点を有する。

第三に、遺留分減殺による物件返還請求調停や遺留分減殺請求訴訟の手續において、調査囑託や報告の請求、文書提出命令、文書送付囑託といった民事裁判手續上の制度を活用することを検討することである。いずれも裁判手續上の制度であり、手續外では利用できないという限界はあるものの、委託者の相続人自身による情報取得が困難であるという事情に対処し得る方策として、積極的な活用が検討されるべきであると考えらる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

岩藤美智子 「根保証契約における被保証債権を元本確定前に譲り受けた者による保証人に対する保証債務の履行請求の可否」  
金法 1981 号 (2013 年) 30 - 39 頁 査読無し

岩藤美智子 「委託者の相続人に対する受託者の情報開示義務」  
岡法 61 巻 2 号 (2011 年) 1 - 39 頁 査読無し

(なお、これについては、一部訂正を加えた上で、関西信託研究会、トラスト 6 0 報告書へ転載する予定である)

[学会発表](計0件)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

岩藤 美智子 (MICHIKO IWADO)

岡山大学・法務研究科・教授

研究者番号: 70324564

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：